

## 日本消費者政策学会 会則

(名称)

第1条 本会は日本消費者政策学会（Japan Association for Consumer Policy）と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局は、理事会の定める所に置く。

(目的)

第3条 本会は、消費者政策の研究者および消費者政策に携わる実務家他、消費者政策に関心を有する者相互の連携と協力を促進し、この分野の研究発表や情報交換の場を提供することを通じ、学問の発展及び実務に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 研究会、講演会、シンポジウムの開催
2. 電子ジャーナルによる研究成果の発表
3. 必要に応じての部会の開催
4. 顕著な功績を上げたものに対する顕彰
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は次のいずれかとし、これらの会員をもって本会は組織される。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会した研究者、消費者政策に携わる実務家
2. 準会員 本会の目的に賛同して入会した一般個人、大学院生および研究生
3. 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に寄与すると認められる法人その他の団体または個人。

(入会)

第6条 本会への入会手続きは、次の各号に定める通りとする。

1. 正会員、準会員及び賛助会員としてこの学会への入会を希望する者は、本学会のホームページを通じて、入会申込書に必要事項を記入し、正会員の推薦を得て、会長へ申し込むものとする。
2. 会長は、前号の規定による入会申込みがあったときは、理事会の承認を得て、これを認めるものとする。

(退会、休会及び除名)

第7条 本会における退会、休会および除名は次のとおりとする。

1. 本会を退会しようとする会員は、本学会ホームページを通じて、退会申込書を会長に提出することにより退会できる。

2. 病気、海外勤務等により1年以上学会活動に参加できない者は、理事会の決議により休会することができる。
3. 継続して3年以上会費を滞納した会員は、原則して会員の資格を失う。
4. 会員が本会の名誉を汚す行為を行った場合、理事会の決議を経て、当該会員を除名することができる。

(会費)

第8条 会員は次のとおり会費を納めなければならない。

1. 正会員 1人年額 3,000円
2. 準会員 1人年額 無料
3. 賛助会員 1口年額 10,000円

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

1. (1) 会長 1名  
(2) 副会長 2名以内  
(3) 理事  
(4) 監事
2. 会長および副会長は、理事によって互選される。
3. 会長は、本会を代表し、会務を統括する
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときその職務を代行する
5. 理事および監事は、理事会の協議により選出し、総会の承認を経て決定する。
6. 理事は理事会を組織し、重要な会務を執行する。

(役員任期・補充)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、それぞれの選出方法に準じて速やかに補充するものとする。任期途中で補充された役員任期は先任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 理事会の議決を経て、顧問をおくことができる。

1. 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(幹事)

第12条 幹事は、正会員の中から会長が委嘱する。幹事は、理事会に必要なに応じて陪席できるものとし、学会運営にともなう諸業務を行う。

(総会)

第13条 会員総会を毎年1回開催し、次の事項を審議する。

1. 会務及び会計報告
2. 理事会の提案に基づく会則の改正

3. その他本会の運営に関する重要議案
4. 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決する。
5. 第5条1、2、3号会員は総会に出席し意見を述べるができる。
6. 総会の議長は、会長がこれにあたる。
7. 臨時総会は、必要があるとき、会長がこれを招集する。

(会計)

第14条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

1. 会長は、事業年度終了後すみやかに、収支決算報告を作成し、監事に提出する。
2. 監事は、遅滞なくこれを監査し、意見を付して会長に報告する。

(その他)

第15条 本会則に定める他、本会の運営上の必要な事項については、理事会の協議を経て会長が定めるものとする。

附則 (略)

2018年11月10日 制定